

保育の必要性の認定に関する規則概要

1. 規則制定理由

現行制度においては、児童福祉法第24条の規定に基づき、保育等の実施基準について市町村が条例（岩出市保育の実施に関する条例）で定めているところであるが、改正された児童福祉法ではこの規定が削除され、子ども子育て支援法において、保護者の申請を受けた市町村が国が府令（子ども子育て支援法施行規則）で定める基準に基づく客観的基準により、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなることから、既存の条例を廃止し、改めて保育の必要性の認定基準について定めるものである。

なお、改正児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定に基づき、すべての市町村は、保育の必要性の認定を受けた子どもが認定こども園、保育所、家庭的保育事業等を利用するにあたり、利用調整を行うこととされているため、利用調整に係る保育の優先基準についても同規則に定めるものである。

2. 岩出市が規則に定める項目

定めるべき項目	法根拠	国の基準
保育の必要性の認定事由	子ども子育て支援法第19条1項、第20条1項	子ども子育て支援法施行規則
保育時間の区分	子ども子育て支援法第20条3項	子ども子育て支援法施行規則
優先利用の事由	改正児童福祉法第24条、第73条	国通知(参酌基準)

3. 条例制定しない理由

保育の必要性の認定に係る事由については、「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき行われることとなり、特に改めて市町村の条例で定める必要がないため。

保育の必要性の認定に係る事由・区分・優先利用

1. 保育の必要性の認定事由

国の一基準	岩出市の基準(案)
① 就労 <ul style="list-style-type: none">・フルタイム、パート、夜間すべての就労に対応。・居宅内の労働(自営業)	・事由については、国の一基準どおり。 就労時間については、現行どおり「月64時間」(概ね1日4時間、週4日以上) ※岩出市子ども子育て会議で了承
② 妊娠、出産	・国の基準どおり 期間については、妊娠は出産予定日から起算して8週前の属する月の1日から 出産後は、出産日から起算して8週間を経過する日の属する月の末日までとし要綱で規定
③ 保護者の疾病、傷害	・国の基準どおり
④ 同居の親族(長期入院等している親族含む)の介護・看護	・核家族化による別居の親族の介護、看護も想定されることから、同居の親族に限定している 国の基準に加え、 <u>別居の親族</u> を対象に含める。 (概ね1日4時間、週4日以上)
⑤ 災害復旧	・国の基準どおり
⑥ 求職活動 なお、期間については、90日を限度として市町村が定める期間	・国の基準どおり 期間については、現行どおり90日以内とし要綱で規定
⑦ 就学(職業訓練含む)	・国の基準どおり (概ね1日4時間、週4日以上)
⑧ 虐待やDVのおそれがあること	・国基準では、「虐待を行っている」または「再び行うおそれがある」と限定的な基準となっているが、岩出市では「虐待を行っているまたは行われるおそれがある」という基準にし、 <u>虐待が行われるおそれ</u> という予防的部も含む規定とする。
⑨ 育児休業取得時の入所児童にかかる継続入所 なお、期間については、市町村が定める期間	・事由については国の基準どおり。 入所児童の継続入所期間については、第2子以降のならし保育期間も考慮し、第2子以降の児童が満1歳に達する年度末から最初の4月30日までとし要綱で規定
⑩ その他市町村が定める事由	前各号に類し、市長が認める事由を規定

2. 区分、保育の必要量

区分	国の基準	岩出市の基準(案)
保育標準時間	1日11時間までの利用に対応 1か月当たり平均275時間 (最大292時間～最低212時間) 【就労時間】 1か月120時間以上	国と同様
保育短時間	1日8時間までの利用に対応 1か月当たり平均200時間 (最大212時間) 【就労時間】 1か月64時間以上120時間未満	国と同様

3. 優先利用項目

利用調整に係る優先利用項目については、規則で優先する項目のみを規定し、実際の優先方法については、現行どおり優先項目を点数化した支給認定に係る点数表（要綱で規定）により利用調整を行う。

国が例示する事項	岩出市の基準(案)
①ひとり親家庭	加点(現行どおり)
②生活保護世帯(就労による自立につながる場合等)	加点(現行どおり)
③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	加点対象としない(現行どおり) ※就労の必要性が高いとする判断基準が難しい
④虐待やDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な場合	加点(現行どおり)
⑤子どもが障害を有する場合	加点(現行加点なし)
⑥育児休業明け	加点(現行加点なし) ※育児休業後の就労に対応
⑦兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合	加点(現行どおり)
⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童	加点(現行加点なし) ※原則0～2歳のみの利用となるため、卒園後の配慮が必要
⑨その他市町村が定める事由	現行基準を基に要綱で規定